

岩国市こども計画

骨子案

2024（令和6）年8月

岩国市

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

本市においては、2005（平成17）年度から次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、「次世代育成支援対策岩国市行動計画（にっこりプランⅡ・Ⅲ）」を策定し、子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。

2015（平成27）年度から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、「岩国市子ども・子育て支援事業計画（第1期・第2期）」を策定し、「安心して子どもを産み育てられるまち」の実現を目指し、質の高い教育・保育の提供や地域における子ども・子育て支援の充実、こどもの貧困対策等の各種施策を推進してきました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、2023（令和5）年の国内の出生数は75万8631人（速報値）であり、過去最少を更新しています。さらに、児童虐待や不登校、こどもの自殺、こどもの貧困、ヤングケアラー等、こどもを取り巻く状況は深刻化しています。

国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、2023（令和5）年4月にこども基本法（令和4年法律第77号）が施行され、さらに、同年12月にはこども基本法に基づき、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（2023（令和5）年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が2024（令和6）年6月に成立しました。

こうした中、「第2期岩国市子ども・子育て支援事業計画」の理念を継承しつつ、こども基本法において、市町村は「こども大綱」を勘案した「市町村こども計画」を策定することが求められていることを踏まえ、安心して子育てができ、こどもが幸せに成長できるまちを目指し、今後5年間の基本理念、基本目標、取り組むべき施策等を示した「岩国市こども計画（仮称）」を策定しました。

2 計画の性格

- こども基本法第10条に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画を一体的に策定しました。

【こども基本法第10条第2項】

第10条 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策の計画を含みます。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項】

第9条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

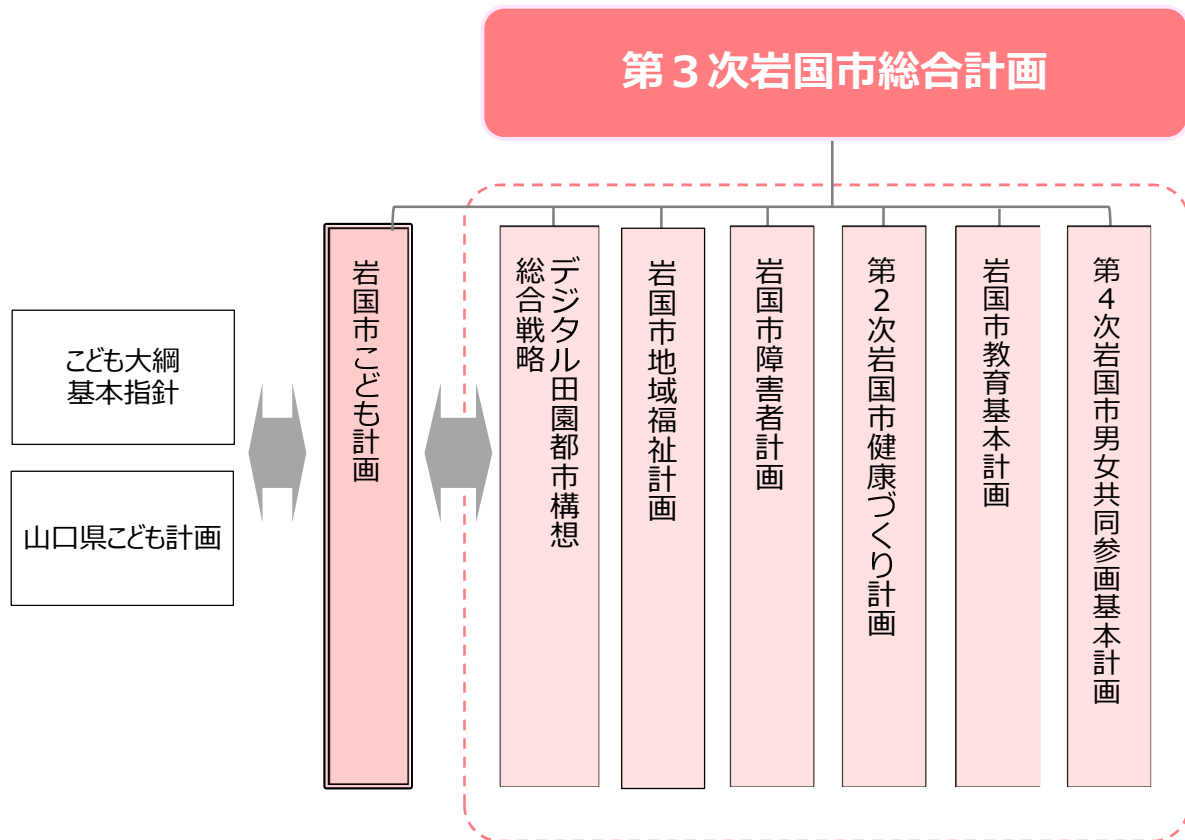
- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画を含みます。

【子ども・若者育成支援推進法第9条第2項】

第9条

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 国や山口県の示す考え方や方向性のほか、本市の最上位計画である「第3次岩国市総合計画」、上位計画である「岩国市地域福祉計画」、関連計画である「デジタル田園都市構想総合戦略」、「岩国市障害者計画」、「第2次岩国市健康づくり計画」、「岩国市教育基本計画」、「第4次岩国市男女共同参画基本計画」等との整合性を図り、策定しました。



3 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

ただし、社会・経済情勢、こどもを取り巻く環境の変化、本市の状況等に対応し、必要に応じて見直しを行います。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度
			第3次岩国市総合計画									
第2期岩国市子ども・子育て支援事業計画					岩国市こども計画							

4 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画を策定するにあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と市民の声が十分に反映されることを目的とし、「保護者」、「事業者」、「学識経験者」等で構成される「岩国市子ども・子育て会議」において、計画に関する協議を行い、策定しました。

(2) 子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査の実施

市民の子育て意識や実態を把握するため、2023（令和5）年12月22日から2024（令和6）年1月15日までの期間で、就学前児童の保護者及び小学校児童の保護者を対象として「子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。

対象	就学前児童がいる世帯	小学校児童がいる世帯
抽出方法	無作為抽出法	
調査方法	郵送配布・郵送及びインターネットによる回収	
対象数	2,500	1,500
有効回答数	1,270	831
有効回収率	50.8%	55.4%

(3) 子どもの生活実態調査の実施

こどもの生活習慣や家庭の状況等を把握するため、2024（令和6）年5月16日から6月3日までの期間で、市内の学校に通学する小学5年生、中学2年生のこどもとその保護者を対象として「子どもの生活実態調査」（以下、「生活実態調査」という。）を実施しました。

対象	小学5年生	中学2年生	保護者
調査方法	学校を通じて配布・郵送及びインターネットによる回収		
対象数	979	1,086	2,065
有効回答数	466	498	1,061
有効回収率	47.6%	45.9%	51.4%

(5) パブリックコメントの実施

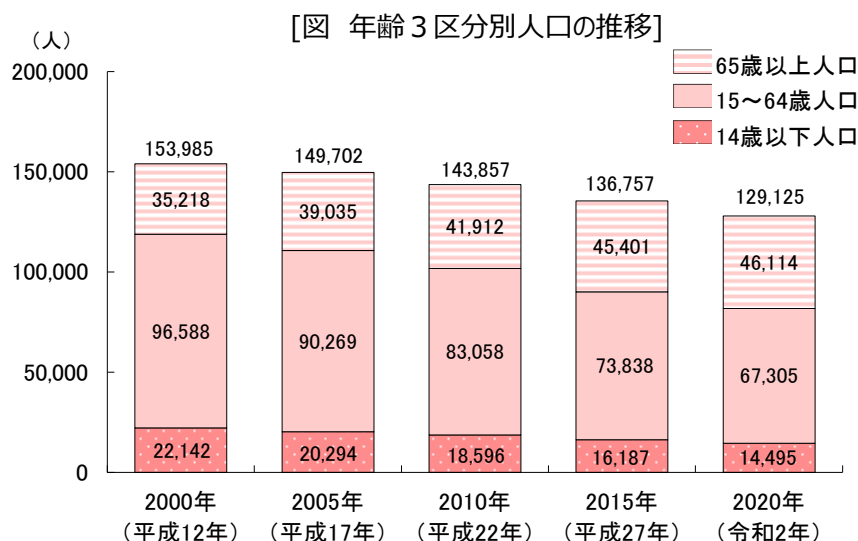
岩国市パブリックコメント（市民提言）制度実施要綱に基づき、計画案を公表し、本計画に関する意見を求めます。

第2章 こどもを取り巻く現状

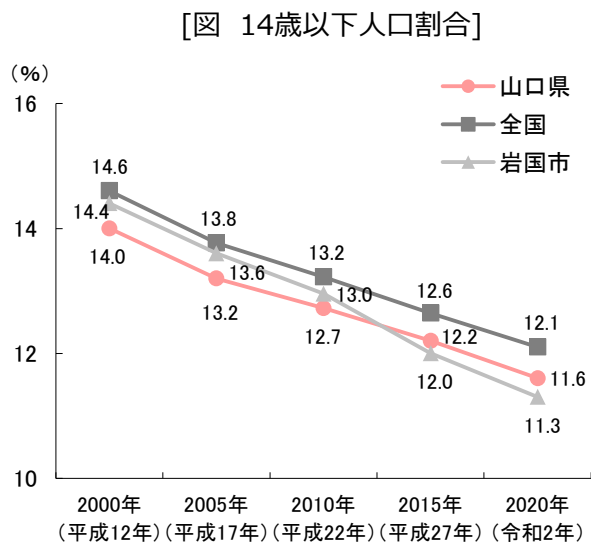
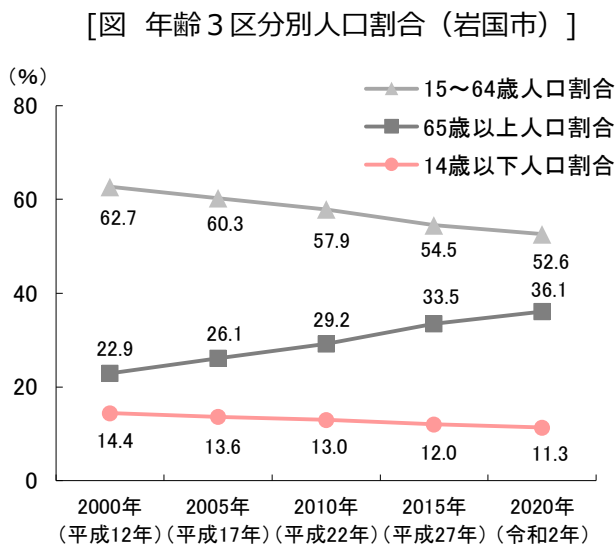
1 少子化の状況

(1) 人口の推移

- 本市の国勢調査による総人口は減少傾向にあり、2020（令和2）年の総人口は2015（平成27）年と比較すると5.5%減少しています。
- 2020（令和2）年の14歳以下の人口は14,495人であり、2015（平成27）年と比較すると10.5%減少しています。
- 14歳以下の人口割合は低下傾向にあり、全国、山口県と同様の値で推移しています。
- 15～64歳人口割合も低下傾向にあります。



※総人口には年齢不詳を含む
資料：国勢調査

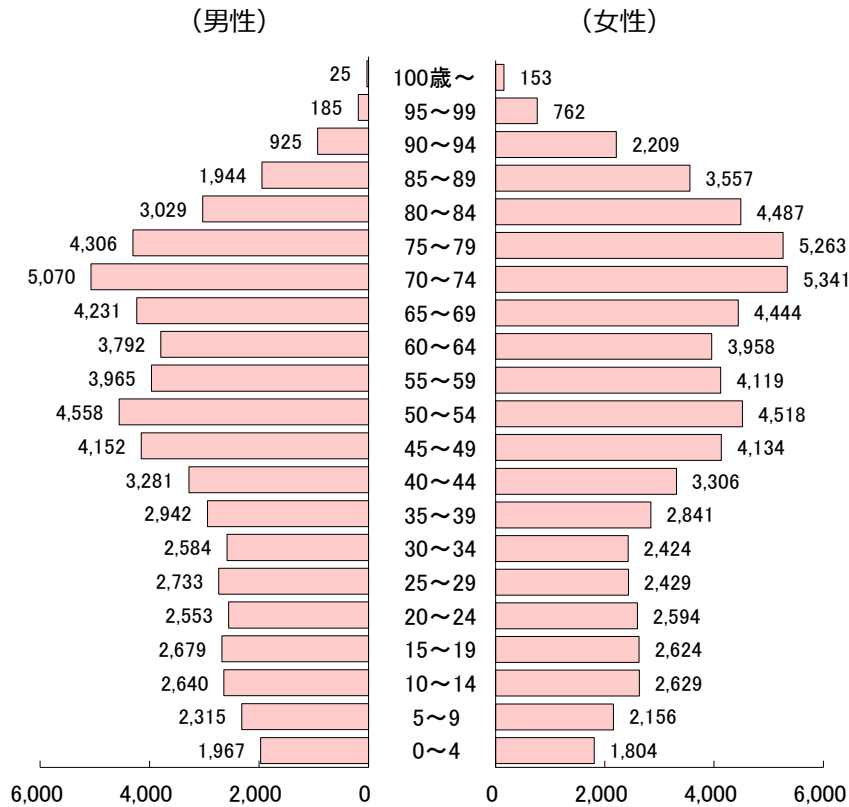


資料：国勢調査

(2) 人口ピラミッド

- 本市の2024（令和6）年4月1日現在の住民基本台帳人口の年齢別構成をみると、男女ともに70歳以上の高齢者人口が多く、39歳以下の人口は少なくなっています。

[図 人口ピラミッド]



資料：住民基本台帳（2024（令和6）年4月1日現在）

(3) 出生数の推移

- 本市の出生数は、2017（平成29）年から2019（令和元）年までは800人台で推移していましたが、2020（令和2）年以降、700人台と減少しています。
- 出生率（人口1,000対）は、2017（平成29）年から2019（令和元）年まで6.5と変化がありませんでしたが、2020（令和2）年に低下し、2021（令和3）年に一旦上昇したものの、2022（令和4）年は5.9と再度低下しています。

[表 出生数・出生率の推移]

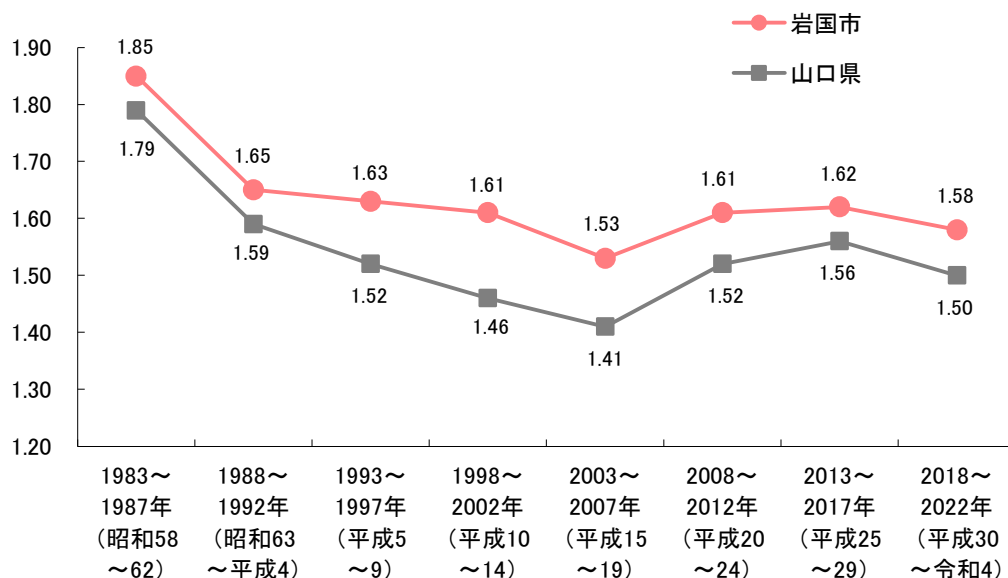
区 分	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
出生数 (件)	1,006	950	854	849	852	777	793	747
出生率 (対千人)	7.5	7.1	6.5	6.5	6.5	6.0	6.2	5.9

資料：保健統計年報
注）出生率＝人口1,000対

(4) 合計特殊出生率の推移

- 本市の合計特殊出生率は、1983（昭和58）年から1987（昭和62）年は1.85であったがその後減少し続けましたが、2008（平成20）年から2012（平成24）年に増加に転じ、2018（平成30）年から2022（令和4）年に再び減少しています。
- 2018（平成30）年から2022（令和4）年の合計特殊出生率は1.58であり、人口置換水準である2.07を大きく下回っています。

[図 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移]

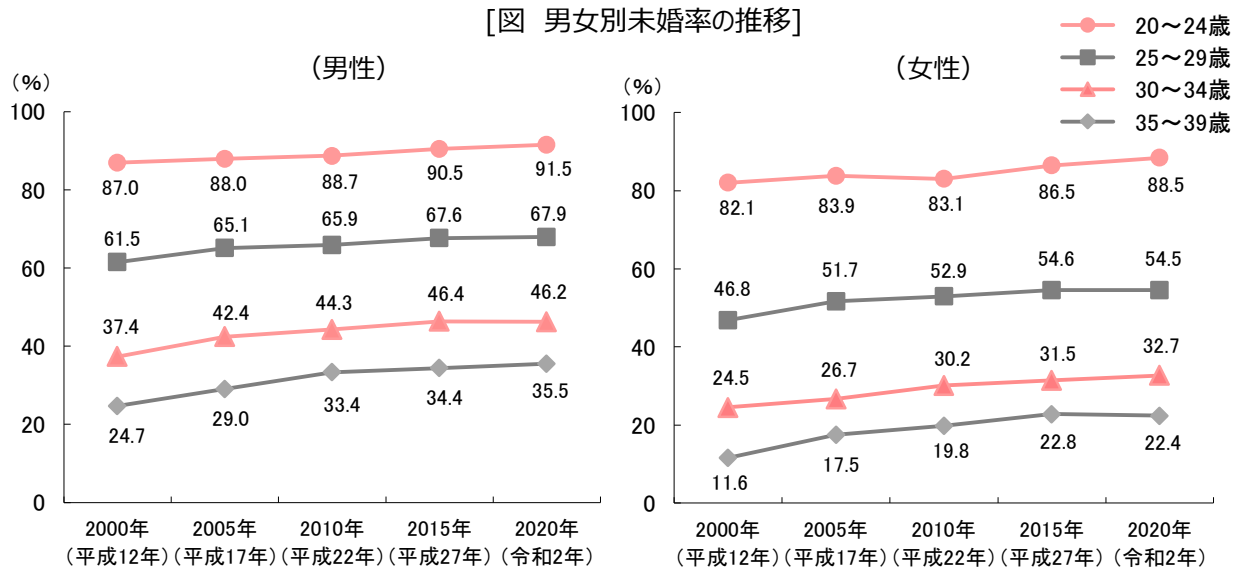


資料：人口動態保健所・市区町村別統計

- * 合計特殊出生率とは、1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産むこどもの数の平均を指す指標です。
- * ベイズ推定とは、偶然変動等を抑え、より安定性の高い指標とするために用いられる手法です。
- * 人口置換水準とは、ある死亡の水準の下で、人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準のことです。

(5) 未婚率の推移

- 本市の未婚率は、男女ともにいずれの年齢層も上昇傾向にあります。2020（令和2）年の男性30～34歳、女性25～29歳、女性35～39歳の未婚率は2015（平成27）年よりもわずかに低下しています。
- 2020（令和2）年の35～39歳の未婚率を2000（平成12）年と比較すると、男女ともに10.8ポイント上昇しています。

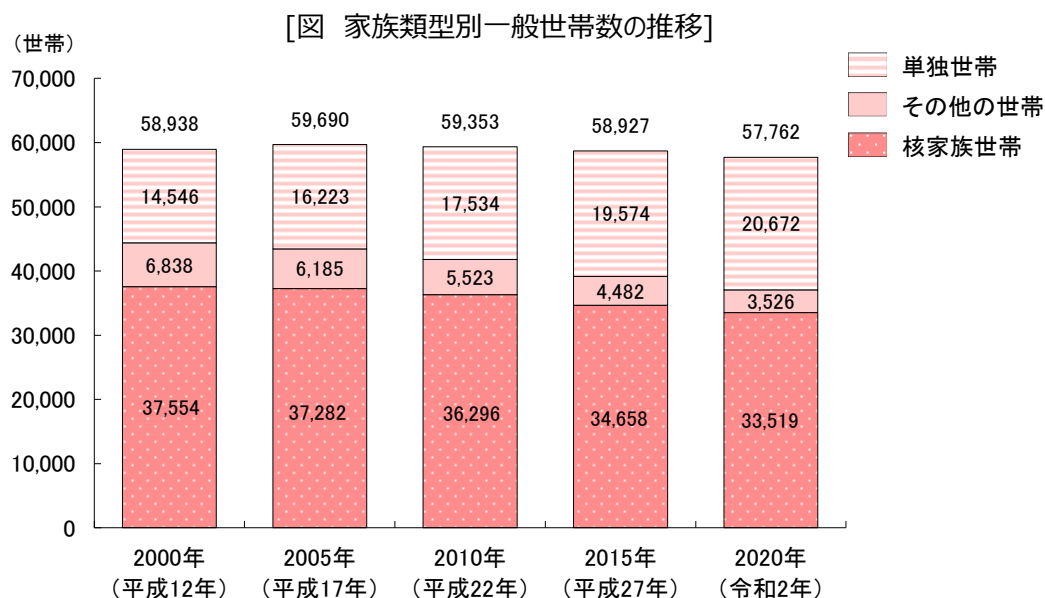


(各年10月1日現在)
資料：国勢調査

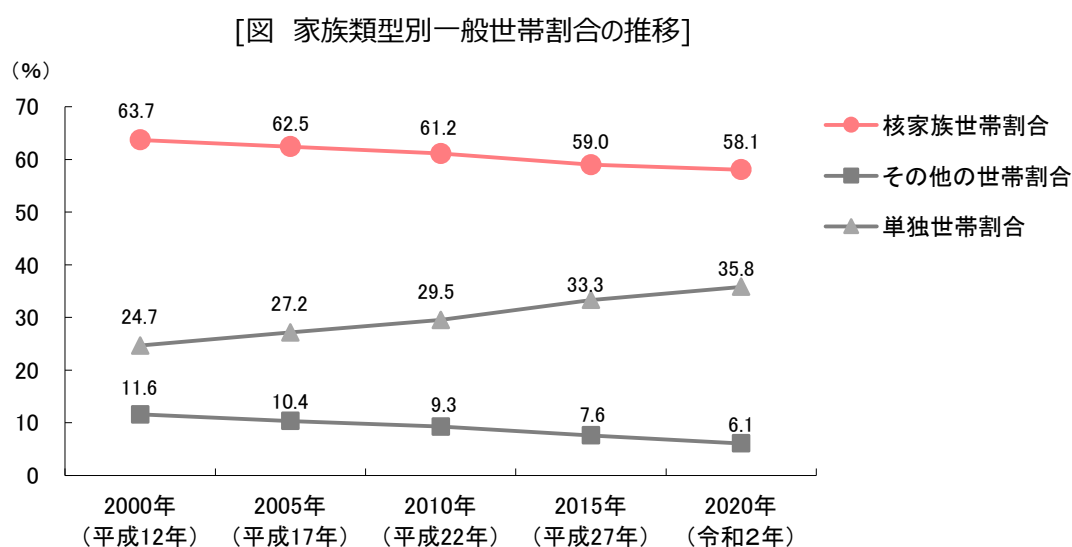
2 家庭の状況

(1) 家族類型別一般世帯数の推移

- 本市の2020（令和2）年の一般世帯数は、2015（平成27）年と比較すると減少していますが、家族類型別では単独世帯数が増加しています。
- 核家族世帯、3世代世帯等のその他の世帯は、減少傾向にあります。



* 世帯総数には家庭類型不詳世帯を含む。
資料：国勢調査

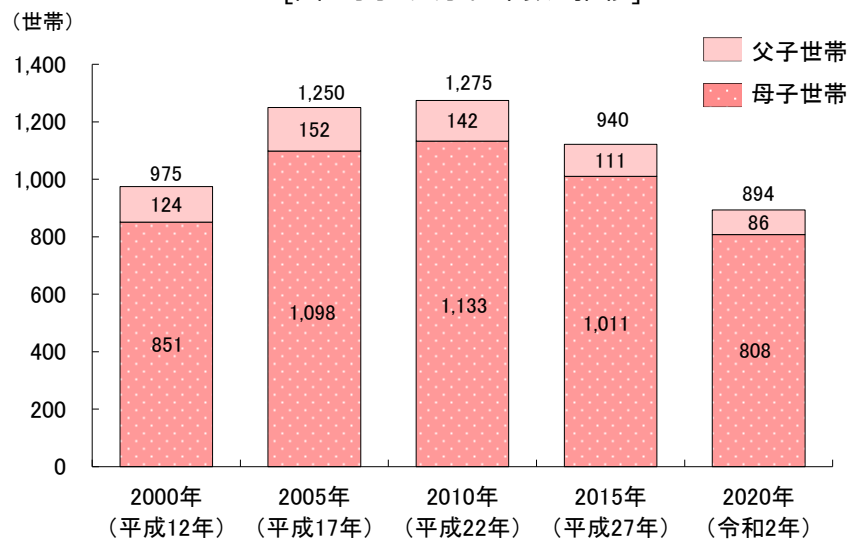


資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯の状況

- 本市の2020（令和2）年のひとり親世帯数は894世帯であり、2015（平成27）年と比較すると減少しています。
- 18歳未満、6歳未満のこどものいるひとり親世帯の割合は2015（平成27）年と比較すると低下しています。

[図 母子・父子世帯数の推移]



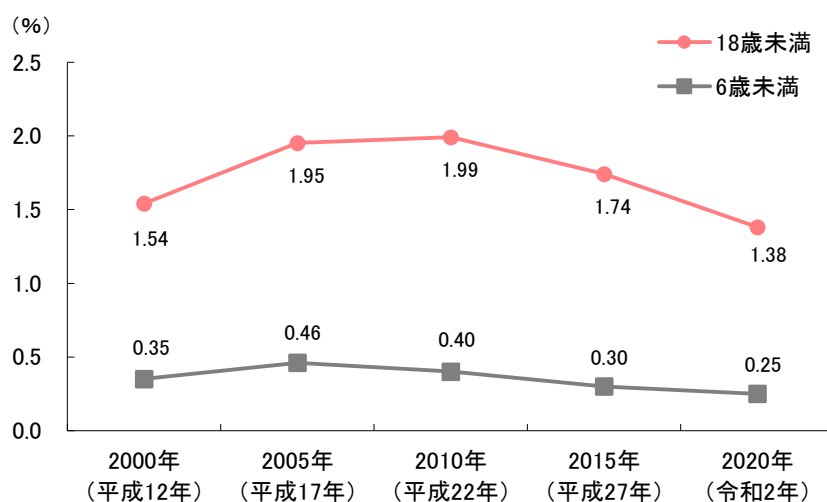
資料：国勢調査

[表 母子・父子世帯割合]

区 分	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
母子・父子世帯割合	1.65	2.09	2.15	1.60	1.55

資料：国勢調査

[図 18歳未満・6歳未満のこどものいるひとり親世帯割合の推移]



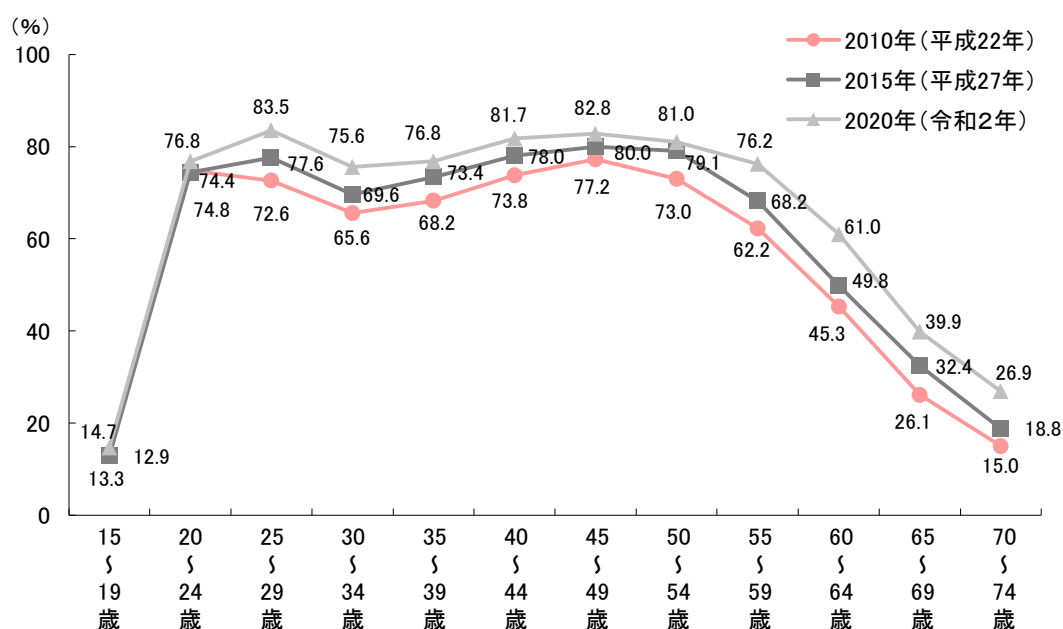
資料：国勢調査

3 女性の就労状況

(1) 女性の労働力率

- 本市の2020（令和2）年の女性の年齢別労働力率は、30～34歳、35～39歳で落ち込む緩やかなM字曲線を示しており、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落して就労する女性の様子を反映していると考えられます。
- 2020（令和2）年の30～34歳の労働力率は、75.6%となっており、2015（平成27）年、2010（平成22）年と比較すると高く、その落ち込みは緩やかになっています。これは、以前よりも子育て世代の女性が就労するケースが多くなっていると考えられます。

[図 女性の労働力率の推移]



資料：国勢調査

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こども一人一人の権利が守られ、自立した個人として健やかに成長し、
いきいきと暮らせるまち

本市では、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するための指針として「ともに歩み、ともに創り、ともに輝く、交流とにぎわいのまち岩国」を将来像とした「第3次岩国市総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定しています。その将来像を実現するために、基本目標に「市民一人一人がいきいきと暮らせるまち」、「豊かな心を育む教育文化のまち」を掲げ、出産や子育ての希望をかなえることができ、また、こどもたちが健やかに成長し、社会で活躍できる環境の整備を施策目標として設定しています。

本計画においては、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」を念頭に総合計画の方針を踏まえ、「こども一人ひとりの権利が守られ、自立した個人として健やかに成長し、いきいきと暮らせるまち」を基本理念とし、計画を推進します。

地域、学校、企業、団体、行政等がつながり、こども・若者・子育てにやさしいまちを目指します。

2 計画の基本目標

基本目標 1 こどもの権利を守る

- こども・若者、保護者、支援者、地域がこどもの権利に関する理解を深めるための情報提供や啓発を行います。
- 児童虐待を未然に防止するため、身近な相談機関や地域の支援体制の充実を図るとともに、虐待に気づき、迅速に対応するため、啓発を推進し、関係機関の連携強化を図ります。

基本目標 2 こども・子育て家庭の安心を支える

- 安全・安心な妊娠・出産、育児不安の軽減、こどもの発達支援など、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。
- こども、若者の心身の健康が確保されるよう、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実等、切れ目のない保健・医療の提供を推進します。
- すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、子育て家庭が抱える不安・負担の軽減を図るための支援や体制の充実を図ります。
- 地域が一体となり、こどもの成長を見守り、子育て家庭を支援する体制づくりを推進します。
- こどもが快適な環境の中で生まれ育ち、いきいきと活動できるよう、地域の生活環境等の整備を推進するとともに、事故や犯罪、災害、有害な環境からこどもを守るための地域づくりを推進します。

基本目標 3 支援を要するこどもと家庭を支える

- 障害があるこどもが健やかに成長することができるよう、教育・保育の充実を図るとともに、障害児通所支援や相談支援など、こどもと家庭への支援の充実を図ります。
- 生まれ育った環境に左右されることなく、すべてのこどもが将来に夢と希望を持って成長することができるよう、こどもの貧困対策を推進するとともに、ひとり親家庭やヤングケアラー等、困難な状況にあるこどもと家庭への支援の充実を図ります。

基本目標 4 こどもの成長と自立を支える

- こどもが健全に成長し、たくましく社会の中で生き、活躍できるよう、幼児期における質の高い教育・保育の充実を図るとともに、学校教育の充実や教職員の資質向上、地域で学ぶ機会の充実を図ります。
- 若者が希望と意欲に応じて社会で活躍することができるよう、地域で学ぶ機会や就労支援の充実を図るとともに、居場所づくりを推進します。

基本目標 5 子育てと仕事を両立できる環境をつくる

- 教育・保育等のニーズを的確に把握し、幼稚園や保育園、認定こども園等の教育・保育事業、多様な働き方に対応した保育事業及び放課後児童教室の充実を図ります。
- 子育てと仕事の両立を支援する職場の環境づくりに向けた関係機関等への働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しについての意識啓発を推進します。

3 計画の体系

